

氷川神社ライトアップイベント業務  
要求水準書

1 件名

氷川神社ライトアップイベント業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 履行場所

さいたま市大宮区高鼻町1-407ほか

4 予算の上限額

24,711,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の目的

本事業は、本市の地域資源である武蔵一宮氷川神社（以下、氷川神社）及びその周辺にて、「光の演出」（ライトアップやプロジェクションマッピング等を含む）を実施し、ナイトタイムエコノミー及び本市への誘客促進による地域経済活性化を目的とする。

また氷川神社を会場とするため、「氷川神社」を含む大宮の歴史と伝統を踏まえた「光の演出」を実施し、本市の魅力向上・魅力発信及びシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

6 業務の概要

氷川神社及びその周辺で、ライトアップやプロジェクションマッピング等を含む「光の演出」によるイベントの企画・運営を行う。

【実施期間（予定）】

令和8年11月7日（土）～令和8年11月23日（月）

17:30～21:00（金・土・日・祝日）

17:30～20:00（月～木）

※受託後、氷川神社と調整のうえ確定。

※11月6日（金）点灯式兼メディア・近隣住民向け内覧会を実施予定。

【設営・撤去スケジュール（予定）】

設営日 調整のうえ、令和8年10月以降に実施

撤去期間 令和8年11月24日（火）～令和8年12月6日（日）

撤収期限 令和8年12月6日（日）

※受託後、氷川神社と調整のうえ確定。

## 【場所】

氷川神社とその周辺（以下の参考地図、赤枠内を想定）  
※受託後、氷川神社と調整のうえ確定。

## 【「光の演出」対象範囲図】



武蔵一宮 氷川神社 ([musashiichinomiya-hikawa.or.jp](http://musashiichinomiya-hikawa.or.jp))から引用し一部加工。

## 【業務内容】

- (1) 「光の演出」を活用したイベントの企画・実施
- (2) 会場マップ・案内板の制作
- (3) 「光の演出」に係る照明機材等の設営・撤去
- (4) 安全管理
- (5) 広告物の制作・PRの実施
- (6) 事業実施後の評価や効果測定、検証
- (7) 各種許可取り及び使用申請等の手続き

## 【成果目標】

本イベントでは、以下の成果目標を設定する。詳細は、「7（6）事業実施後の評価や効果測定、検証」を参照すること。

- ・来場者数：50,000人以上

- ・ 来場者のイベント満足度：90%以上

【参考：過去の実施状況】

- 市ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/004/001/001/p124692.html>  
[さいたま市／武蔵一宮氷川神社初のプロジェクションマッピング「時結びの杜」を開催します！](#)
- 公式インスタグラム <https://www.instagram.com/tokimori2025/>

7 企画提案の内容

過去の実施状況を参照し、以下の諸条件を踏まえた企画を提案すること。

- (1) 「光の演出」を活用したイベントの企画・実施
  - (ア) ライトアップやプロジェクションマッピング等を含む「光の演出」を活用し、市内外から老若男女幅広い世代の来場を促すことができるイベントを企画提案し、運営する。なお、プロジェクションマッピングは必ず実施することとし、ストーリー性を持たせる場合上映時間は5分以内のものを繰り返し流すこと。
  - (イ) 「光の演出」の実施期間は、「6業務の概要」に準ずる。
  - (ウ) 「光の演出」の対象範囲は、氷川参道上の二の鳥居及び三の鳥居、楼門の活用を必須とする（二の鳥居、三の鳥居間の氷川参道は対象に含まないものとする）。また「光の演出」対象範囲図赤枠内において、現地調査の上、滞留や収容人数についても考慮しながら本業務の目的に沿った総合的な演出を、演出方法も含めイメージ画像・映像等とともに提案すること（過去の実績を例示として掲載してもよい）。なお、楼門に関しては、以下の赤枠のとおり、門を開放予定のため、人の出入りが想定されることを踏まえ検討されたい。



- (エ) 「光の演出」の内容は、氷川神社を会場とすることから、「氷川神社」を含む大宮の歴史と伝統を踏まえたものとし、投影対象の立体構造も活かしながら、本市の魅力向上・魅力発信及びシビックプライドの醸成に寄与するよう工夫し提案すること。なお「光の演出」の内容は、受託後に委託

者及び氷川神社をはじめとした関係者と協議の上、決定するものとする。  
(オ)演出については氷川神社の品格を損なわないよう十分に配慮すること。また、演出の一部として音楽等を活用してもよいが、使用する音楽は会場の雰囲気に合わせてものとし、音量については、近隣住民に配慮すること。

【参考：過去の実施状況】も参照すること。

(カ)委託者と協議・連携して簡易的な点灯式、及びメディア・近隣住民向け内覧会を企画実施すること。アナウンス用のマイク 2 本の手配を想定すること。なお、実施日は11月6日（金）を予定している。

(キ)地域との連携について委託者から相談があった際は、適宜協議・連携して取り組むこと。

## (2) 会場マップ・案内板の制作

(ア)来場者がスムーズに会場を回れるよう、必要な会場マップや順路・観覧禁止場所等を示した案内板等を制作を提案すること（日本語と英語の二言語対応とする）。制作に際しては、委託者と協議しながら進めることとする。

(イ)会場内は景観維持のため、飲料のみ持ち込み可とし、食事は禁止するものとする。このことについての案内板も制作すること。

## (3) 「光の演出」に係る照明機材等の設営・撤去

(ア)「光の演出」に係る照明機材、音響設備及び案内板等の設営を行うこと。その際、必要な設備の調達、電源の調査・確保、事前演出確認も行うこととする。なお、設置した機材は、受託者の責任において管理し、万一破損した場合に発生した負担は受託者によるものとする。そのため、保険への加入など独自の対応を行うこと。

(イ)電気代等、業務の実施に係る一切の費用は委託料の中から負担するものとする。

(ウ)機材の設置にあたっては、参拝者の氷川神社境内内の通行や、日中の景観を阻害しないように配慮し、提案書の中にはイントレ等の機材設置イメージがわかるような資料を盛り込むこと。

(エ)開催期間終了後は、「6業務の概要」に基づき速やかに機材を撤去し、原状回復すること。

## (4) 安全管理・運営

(ア)会期中、特に土日祝日に関しては大変な混雑が予想される。来場者の安全を確保するため、「光の演出」に係る資器材等の適切な保守・運用、必要に応じた運営・誘導スタッフや警備員の配置、及び誘導灯や立ち入り禁止エリアの明示等のリスク対策措置を提案すること。運営・誘導スタッフを配置する場合は、提案書の中に配置人数の想定も明記すること。なお、安全管理上の条件としては、待機列の長さは二の鳥居までに収めること、「神池」横の橋上には人を立ち止まらせないこと、運営本部を設置する場合は「ゆうすいてらす」を活用できることを運用の前提とする。

- (イ) 警備員の配置にあたっては、体制に万全を期すため、会場指定の警備会社に依頼することとし、受託後は協力体制をとること。警備体制は最大10名を想定しており、その際の費用としては、350万円（税込み）程度を見込むこととするが、受託後協議の上決定する。
  - (ウ) また、トラブルが起きた際に迅速に対応できる体制を構築し適切に対処すること。
- (5) 広告物の制作・PRの実施
- (ア) SNS等を活用したイベントPR方法、及び広告物を提案すること。
  - (イ) 来場者のSNS投稿を自然に促すような内容を実施すること。
  - (ウ) 広告物に関しては、**B2ポスターを100枚制作**すること。また、プロモーション動画も制作すること。動画については、縦型(ショート動画用)・横型(YouTube動画)の両方を制作すること。
- (6) 事業実施後の評価や効果測定、検証
- (ア) 本事業実施に係る評価や効果測定、検証を行うこと。なお、委託者から受託者には、KDDI Location Analyzerのデータを提供することができる。KDDI Location Analyzerは、GPS位置情報と契約情報に基づく性年代等の属性データを活用し、ターゲットエリアを定め、任意の期間でそこに通行・滞在した人口の性別・年代別の傾向や、時間帯別、平日休日の違いを知ることができるWebサービスである。当該データを活用し、来場者数とその要因について分析し報告すること。
  - (イ) 事業完了の際の完了報告書には、本事業実施後の評価や効果測定、検証などを行った結果を記載し、提出すること。併せて、次回開催を見据え、演出内容についての記録動画も提出すること。
  - (ウ) 参加者の属性や本イベントに関する事項について、さいたま市みんなのアプリを使用したアンケートを実施・集計する。集計結果を分析すること。なお、アンケート回答者には、デジタル地域通貨「たまポン」を付与することを想定し、付与するポイントの原資(一人当たり30ポイント)は委託者が負担するものとする。
- (7) 各種許可取り及び使用申請等の手続き
- (ア) 本業務に係る必要な各種許可取り及び使用申請等の手続きを行うこと。
  - (イ) 申請等に係る手数料や書類作成費用は委託費に含むものとする。
- (8) その他
- 以上に加え、本業務で地域を活性化させる取組について1つ以上提案すること。

## 8 業務のスケジュール(予定)

受託後～	「光の演出」準備・各種調整
令和8年10月頃～	設営
令和8年11月6日	点灯式

令和8年11月7日～11月23日	イベント実施
令和8年11月24日～12月6日	撤去

## 9 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、設計図書、事業内容等）を作成し、市に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに市の承認を受けること。

- (1) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

## 10 業務完了後の提出書類

受託者は、業務を円滑に遂行し、以下の内容を含む事業実施報告書を図面及び写真などを使用して1部、電子データ（DVD-R等）1部と、全ての業務完了時に、業務完了報告書を提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) その他、本業務で制作した資料・成果物

## 11 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の確認検査を経た後、一括払いとする。

## 12 著作権等について

- (1) 受託者は、本業務の実施に伴い、新たに制作した成果品（その構成物を含む。）の著作権は、全て委託者が所有するものとし、委託者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用等してはならない。
- (2) 成果物及び付属品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

## 13 一般事項

- (1) 仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、事業実施にあたり委託者と適宜協議を行うものとし、委託者より打ち合せ等について連絡を受けたときは、直ちに対応するものとする。
- (4) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、これを定める。

- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 受託者において仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (7) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合は、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 受託者は、業務遂行に当たり、さいたま市グリーン購入推進基本方針に配慮するものとする。
- (9) 感染症の状況、大規模災害や気象警報発生時等により本業務の実施を延期又は中止すると委託者が判断した場合(受託者の責めによる場合を除く)は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。中止の連絡が当日の場合においては、契約金額の総額の範囲内で、受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。  
なお、その際には必ず、受託者は完了した業務及び金額の内訳が分かるものを提出することとする。
- (10) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (11) 本業務の実施が延期又は中止となった場合、双方協議の上で契約の変更又は解除ができるものとする。
- (12) 本業務の遂行に係る各所法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

#### 1 4 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めること。